

また、トルコの水外交について理念・機構といった、ソフト・ハードの両面から取り上げた本書は、トルコの政治体制を局所的に深く掘り下げた地域研究の書として高い価値を認めることができる。さらに、本書が複数の河川事例を取り上げて地理的背景がいかに政治に作用するのかを明らかにした点は、読者に対しトルコの置かれた政治・地理的状況についての概括的な理解の助けにつながるであろう。

敢えて一点、本書構成に対して問題点を指摘するならば、視覚情報の不足が挙げられる。実際に、網羅的に関係機関に触れた第一章や地理的情報が多分に盛り込まれた第四章では、それぞれ各章に一点のみ図か地図が置かれているが、載せられている組織図は必要最低限の情報量で構成されており、詳細に論じられた内容とはやや非対称なものとなっている。地図についてはトルコ全土を俯瞰できる縮尺であるため、広い視点で河川の位置関係を把握するには適していると言えるが、本章ではそれぞれの河川について複数の地名を挙げて細かに論じられてもいるため、一つの地図のみでは不十分と言える。本書では有意義な情報が網羅的に示されているが、それが故、時系列やそれぞれの関係などの整理には若干の手間を要するところでは否定できない。要所で内容の整理につながる図表などを用示されていれば、読者の理解の一助になったであろう。例えば、第一章の内容に関して言えば、各組織の結成された時期や理念、構成員の属性などが整えられた組織図などがあれば、本章の趣旨である組織の系譜を一目で辿ることができたはずである。

以上で概観した通り、本書は水外交をめぐるトルコ政治の根幹である諸機構の構造やトルコの水外交の論理を丁寧に描きつつ、国際機関や流域国との交渉の過程などの枝葉の部分もまた克明に描写している。

トルコの置かれた地理的、政治的条件を如実に反映して展開される水外交の様相は、トルコ政治の現在地を示している。その意味で、本書は水外交に限らず、トルコ政治に関心のある読者にとっても必読の好著である。

参考文献

<ウェブサイト>

IEA. 2021. *Hydropower Data Explorer: Explore the data behind the Hydropower Special Market Report*. IEA, Paris <<https://www.iea.org/data-and-statistics/data-tools/hydropower-data-explorer>> (2023年7月30日最終アクセス).

(奥庭 玲 立命館大学大学院国際関係研究科)

Maznah Mohamad. 2020. *The Divine Bureaucracy and Disenchantment of Social Life: A Study of Bureaucratic Islam in Malaysia*. Singapore: Palgrave Macmillan Singapore. xxiv+320 pp.

現代イスラーム世界の研究を進めていくと、早晚ぶつかる疑問がある。それは「イスラームのシステムは、私たちが依拠する社会的な仕組みと、結局のところ何が違うのだろうか」ということだ。例えばイスラーム経済を例に挙げると、いわゆる利子を取ってはいけない、利益から決まった割合を喜捨しなければならない、という教義がある。資本主義に依拠する私たちは、持ち合わせない特徴である。しかしながら、利子という概念自体が資本主義に色濃く浸透するものだし、喜捨も税負担もいったん集められたものが再分配されるという視点から見れば、近いものがある。本書の冒頭で、著者が「イスラームは、その物質的な表現を通じて、近代的な世俗主義、立憲主義、家父長制、さらには合理主義が、別の形に姿を変えたものに過ぎないのだろうか」(p.v) という疑問を呈していることも、その現れだろう。

著者は長年にわたるマレーシアでのフィールドワークと資料分析を通じて、より崇高な信仰を求めようとするイスラームの動きが、マレーシアの官僚制に与えた影響を観察してきた。イスラームの教義に沿った生活は、世俗的な国家にとって代わるのではなく、人々の感情のはざまに織り込まれているようである。組織化された官僚的なイスラームを、法制度や判例から読み解くと、それがムスリムたちに想定し、志向するモデルが見えてくる。本書の基本的な問いを直訳すれば、「魅惑的な社会生活のささやきは、権力を振りかざ

して幻滅をもたらす存在に変容することで、感情的な日常の魅力を失っているのだろうか」(p.vii)ということだ。抽象的な印象を受けるが、本文を読み進めていくと、「教義に沿った官僚制が、マレーシアの社会をどのようにしてポスト世俗国家につくりあげてきたか」といった内容であることが分かる。

イスラーム的官僚制の先行研究として、イスラーム的権力は分類 [Muller 2018]、対象化 [Eickelman 1992]、機能化 [Starrett 1998] の3つに見られると著者は述べる (p. 20)。そのうえで本書は、これら3つの他に、社会生活の標準化の許容範囲の狭さ、隔絶、最終的な形式、そして浄化にも、イスラームの権力が現れると主張する。官僚制は合理的かつ世俗的に見える一方で、その権威は教義に支持されたものと見なされる。信仰は「より高い目的」を説いているのに、イスラーム的官僚制は社会生活に幻滅を招くという逆説と皮肉を、著者は指摘している。

著者は2006年にシンガポール国立大学に着任し、准教授を務めている。ムスリム家族、イスラーム法と官僚制、マレーシアの選挙政治などを主な研究分野とし、マレーシアでのフェミニズムやアジアの家庭内暴力、イスラーム金融について著作を発表している。本書は官僚制に焦点を当てているが、法律によって形づくられる家族や離婚といった、著者の関心が特に強い分野についての記述は厚く、高い専門性が窺える。

本書は全8章で構成されており、全体の章立ては以下の通りである。

- 第1章 官僚化と幻滅
- 第2章 教義に沿った官僚制の起源
- 第3章 教義に沿った官僚制の特徴
- 第4章 信仰の標準化
- 第5章 構成要素の隔離
- 第6章 家族を完璧なものにする
- 第7章 お金を清くする
- 第8章 幻滅させる力

第1章は導入であり、官僚制、宗教的権威、社会生活の調査に関連する概念や理論を批判的に検討する。マックス・ヴェーバーの「官僚化」「合理化」「幻滅」の有用性から、教義に支えられた官僚制は、ヴェーバー理論の合理的特徴を全て備えていることが分かった。その官僚制は、近代化テーゼに即して、統治の主体と対象を合理化する体系的かつ規則に基づくプロセスを通じ、秩序だった宗教社会を実現する役割を果たしていることを明らかにし、続く章への手がかりを残す。

第2章では、現代マレーシアにおける官僚制のイスラーム化の始まりを、大英帝国が植民地として支配していた時代に遡り検証する。大英帝国は形式化された法律に基づいて統治することで、元々住んでいたマレー人やその慣習的な権力に、原初的な官僚制を根付かせた。植民地支配から解放された最初の10年でイスラーム法と諸管理体制は世俗化の枠組みを維持し、権力はその土地で有力だった熱心なムスリムの範囲に限定されていた。マレーシアが独立を果たした1957年から20年後、イスラームの法的合理性はダクワ運動¹⁾の影響も受けて拡大し、伝統的な権威の外からもイスラームをめぐる論争が可能になった。イスラームの慣習と教えを学んだマレー人公務員たちが早くから支配層に入った結果、イスラーム的官僚制が増強された経緯を明らかにしている。

第3章では、イスラーム的官僚制が強化され、「教義に基づく官僚制」と呼ばれるようになった現代の特徴を詳述する。州、連邦、企業のイスラーム官僚制という3つの階層で、権力が互いに連携、あるいは自立的に作用している様子が分かる。そのうえで、教義に沿った官僚制がイスラームの普及と発展に作用し、民事行政、裁判所、そして企業といった機関よりも優先される例外的な存在となった理由を説明している。

第4章において、宗教の官僚化が、「ムスリム」であること、「ムスリム」になることに対して、新たな課題をもたらしたと著者は論じる。教義に沿った官僚制は救済と解放の原動力として機能し、宗教的なアイデンティティは教えに背くと見なされた人々を制裁することで成文化、定義される。この動きは、国が法的

1) 「信仰の呼びかけ」「伝道」を意味する。マレーシアにおいては、1970年以降のイスラーム主義運動の総称として用いられる [鳥居 2002]。

に認める信仰の標準化と、ムスリムがイスラーム法による拘束を受けないように隔離することで実現されてきた。

第5章で探求するのは、イスラームの表出とアイデンティティを均質化する教義に沿った官僚制に内在する、隔離(ring-fencing)の概念である。本章で紹介される事例からは、イスラーム法と民法の双方が、誰がムスリムの「逸脱者」として非合法とされるか、誰が集団の正当性の内に戻されるべきかを定義する制御機能を果たすことで、集団のアイデンティティの境界を線引きしていることが分かる。具体的に言えば、違法判決の条件の範囲内の隔離対象者は、市民としてのアイデンティティと公的な権利の停止を求められる。このような事態は、教義に沿った官僚制が果たす役割によるものであることが明らかにされる。

第6章では、教義に沿った官僚制によって構想される、イスラームの家族像の完成形を調査する。教義に沿った官僚制において、マレー系ムスリムの新しい男性性と女性性を具体化する、イスラーム法における家族法の改革が最優先事項とされた。2番目の優先事項は、婚姻予定のムスリムカップルに対して、義務的な結婚教育プログラムを実施することである。そして3番目は、ムスリムと非ムスリムの家族単位が出現する事態に対して、法的手段を用いてイスラームの優位性を強調することで、ムスリムと非ムスリムとの結婚や家族単位を規制することである。

第7章の主題は、イスラーム志向の金融と銀行分野の基礎を築き、成長を牽引するイスラーム企業の官僚制である。宗教的資産の収益化を快く思わない人々や、そのような事業の恩恵を受けない人々の不和を探ることで、イスラーム金融における社会正義と分配の概念が明確でなく、実現されないことも多いという実態を明らかにした。市場性のある宗教的資産の商業化を推進しようとする企てには、イスラームと資本主義の癒着が避けられない事情が現われており、一般のムスリムの期待を裏切っている。

終章である第8章では、国家と社会の変革における宗教的象徴と、イスラームの敬虔さを実社会において可視化しようとする動きは、国家が資金を提供する宗教に関する統治機関の増殖によるものである、という仮定を検証する。イスラームにおける社会生活の再編成と幻滅の感覚は、精神的な献身や文化的なイデオロギーだけで成り立つものではなく、権力と支配という目標によっても推進されていることを改めて主張し、本書をまとめる。

以上、各章の概要を整理した。官僚制というテーマを取り上げる特性上、例えばどういった政策にいくらの予算を割り当てたか、ムスリムとして望まれる婚姻を規定した判例、イスラーム企業を支える規則や権威というデータが登場する。どの章においても広い年代や州から、信頼に足るデータを過不足なく提示して主張を展開しており、マレーシアがいかにイスラームの官僚制を拡大し、推進してきたかが分かる1冊である。マレーシアという国とそのイスラーム的官僚制に照準を絞った著作としては、その歴史や特徴と家族、婚姻、離婚、金融、企業との関わりというように包括的な議論が展開できている。

以下では、東南アジアのイスラーム復興研究における、本書の位置づけを考えたい。まず言及すべきは、マレーシア政府がダクワ運動を吸収し規律の中に置くことで、イスラーム的官僚制ができあがる過程を、豊富なデータを参照しながら検証していったことである。マレーシアにおいて教義に則った官僚制が幅を利かせる領域は、かなりの程度でダクワ運動と関連している。なぜなら、カリスマ的な指導者や若者が主導したダクワ運動は、当局から脅威とみなされ、官僚制の内部に取り込む対応がなされたからだ。これらの指導者の動員によって起こった課題は、最終的に緩和政策、中立化政策、協力政策によって是正され、相殺された。その結果として、イスラームに根差した官僚制が強化され、社会生活の様々な領域に拡大していくこととなる(p.34)。こうした経緯を考慮し教義に沿った官僚制を州、連邦政府、企業という3つの視点から明らかにした本書は、マレーシアのイスラーム復興運動の特徴を明らかにした。このことは、イスラーム復興運動の地域比較にも貢献するだろう。

さて、本書では繰り返し、「教義に沿った官僚制がイスラームを合理化、測定可能、説明可能にすることで、一般ムスリムの期待にそぐわない形になってきた」ことが主張される。教義に沿った官僚制は信仰と実践を標準化し、ムスリムたちを囲い込み、画一的な家族像をつくりあげることで、そこからの逸脱を図れないように仕立てるからだ。そこには官僚制の堅苦しさというイメージが付与されるし、その仕組みに取り込まれていくムスリムたちは、ただ当惑しているような印象を受ける。

しかしながら本書評では、著者から見ればがんじがらめの官僚制の内部であっても、ムスリムたちが試行

錯誤する営為を肯定的に評価したい。さらに、官僚制の枠組みの外部に広がっていく、イスラーム経済の発想の豊かさの例を挙げる。この2つの試みから、イスラーム的官僚制があらゆる領域を覆いつくすという本書のマレーシアのイメージを、動的に捉え直すことができると考える。

まず、イスラーム的官僚制内部でのダイナミズムを検証するために、イスラーム金融と企業を扱う第7章に注目してみよう。教義に沿った「浄化」を目指す金融的取り組みは数多くの規則、規制、基準、ベンチマーク、指標、監査、認証を伴い、煩雑さと自由度の低さゆえに、ムスリムたちの当惑の原因になることを著者は指摘する。このテーマで興味深いのは、信仰を理由に規制を課すことと、マレー系ムスリムの経済発展を実現させたいという意図が並存する点だ。つまり、イスラーム金融における社会正義と分配の概念は画一的ではないし、企業側の意思で覆されることもあるのだ (pp. 260–261)。

州と連邦の官僚制が、伝統的にはムフティー²⁾やイスラーム法の裁判官といった公的な権威に依拠する一方、イスラーム金融は自らの組織が選んだ法学者の見解に依拠する。競争の激しい銀行・金融資本主義の世界では、革新性と柔軟性が不可欠だからだ (p. 239)。金融に関する事柄が、州の官僚制から禁止行為とみなされた場合でも、企業側のイスラーム官僚制は資源と専門知識を駆使して、州の判断を誤ったものとして速やかに克服した (p. 261)。その例が、スランゴール州のファトワー委員会とユニット・トラスト会社である Amanah Saham Nasional Berhad (ASNB) の間での、投資に関する見解の相違である (pp. 250–254)。

この出来事は、資本主義の仕組みの中で競争せざるを得ない状況を踏まえた、ムスリムたちの動的な姿勢を示している。彼らがただ当惑するだけの存在ではない証左であり、教義に沿った官僚制の中であっても、州または連邦が先に出した判断を企業がひっくり返せる余地があるのだ。ここに、教義に沿った官僚制という枠内での知的資産を駆使した攻防戦という、ダイナミズムが見えるのではないだろうか。

次に、取り囲まれたイスラーム的官僚制の外部に目を向けると、何が見えるだろうか。本書にも登場するように、イスラーム法諮問評議会 (Syariah Advisory Council: SAC) が確認する権限を持つ (p. 242) タカーフルの実践を例として挙げたい。タカーフルとは「イスラームの教義に則った相互扶助の仕組み」であり、私たちがイメージする保険商品と近い。タカーフル市場は右肩上がりの成長を続けており、マレーシアにおけるイスラーム経済の一端を担っている。タカーフルの特徴として、①保険リスクがタカーフルの会社に移転しない、②タカーフル事業を支える、教義に則った契約が必要である、③イスラーム法諮問委員会が設置されている、④毎年、イスラーム法による審査または監査が行われるという点を挙げることができる [Zainal 2013: 25]。

イスラームの教義に沿うという制約を課されるタカーフルだが、その商品を売買する場面においては、イスラーム的官僚制の外に漏れ出るムスリムの見解を捉えることができる。彼らはムスリムだからといって、必ずタカーフルを選ぶとは限らず、従来型保険商品を購入することもある。これを傍から見れば、経済合理性に従った、信仰に反する行為だと思われるかもしれない。しかし、イスラーム的官僚制の想定とは異なるイスラーム的規範を、個々のムスリムが保険商品選択の場面で、新たに提起しているとも考えられるのだ。

タカーフルに限らず、マレーシアは今後も、教義と経済発展の並存を実現するために知的営為が求められ続けるだろう。そのような局面を観察する際に、マレーシアを覆っているかのように見える、教義に基づく官僚制とは何だったのか。本書が大きな示唆を与えてくれることは間違いない。

<参考文献>

小杉泰 2002 「ムフティー」大塚和夫他 (編) 『岩波イスラーム辞典』岩波書店。

鳥居高 2002 「ダクワ運動」大塚和夫他 (編) 『岩波イスラーム辞典』岩波書店。

Eickelman, Dale F. 1992. “Mass Higher Education and the Religious Imagination in Contemporary Arab Societies,” *American Ethnologist* 19(4), pp. 643–655.

Müller, Dominik M. 2018. “Bureaucratic Islam Compared: Classificatory Power and State-ified Religious Meaning-making in Brunei and Singapore,” *Journal of Law and Religion* 33(2), pp. 212–247.

Starrett, Gregory. 1998. *Putting Islam to Work: Education, Politics, and Religious Transformation in Egypt*.

2) イスラームの法規定に関する権威ある見解(ファトワー)を出す法学者のこと [小杉 2002]。

Berkley: University of California Press.

Zainal, Abidin Mohd Kassim. 2013. "The Primary Insurance Models," Serap O. Gönülal (ed.), *Takaful and Mutual Insurance: Alternative Approaches to Managing Risks*. Washington D.C.: World Bank. pp. 21–30.

(河野 奈津美 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科)

Mohamed Zayani (ed.). 2022. *A Fledgling Democracy: Tunisia in the Aftermath of the Arab Uprisings*. London: C. Hurst & Co. Ltd. xvi+283 pp.

「アラブの春」から10年以上が経過した。2010年末に起きた1人のチュニジア人青年の焼身自殺から始まり、やがて中東全体を巻き込んで拡大した民主化運動は、旧体制崩壊、内戦の勃発、権威主義体制の強化もしくは再権威主義化など、中東諸国の政治に様々な帰結をもたらした。そのなかで、チュニジアは、唯一民主化を成功させた国と評されてきた。民主主義への移行過程は国内のアクター間の衝突を回避するなど比較的穏健に進み、2014年の新憲法制定によって政治的多元主義に基づく新たな政治体制が樹立された。

しかし、このような「民主主義の優等生」とみなされてきたチュニジアにおいても、2019年の大統領選挙におけるカイス・サイード (Kais Saied) の勝利以降、その雲行きが怪しくなっている。サイード大統領は、2021年7月に首相解任と議会の停止を発表し、憲法改正によって大統領権限の強化を図っている。こうした現象は、民主的手続きによって登場した権力者が次第に体制内で権力を強化させていく「民主主義の浸食」[川中 2018: 30–32] と言えるだろう。

本書は、こうした近年のチュニジアの動向を踏まえた上で、革命から10年という節目を迎えた「2021年」当時、チュニジア民主主義体制の揺籃期を様々な視座で捉えなおそうと試みるものである。革命以降の「社会政治的ダイナミクスの展開」に焦点を当てることで、チュニジアが民主化移行期の初めの10年をどのように乗り越えたか、また、国家のより良い将来の形成にあたって現在進行中の変化と課題が何を意味するかを明らかにしようとする。

本書の編著者である Mohamed Zayani は、ジョージタウン大学外交大学院(カタル)の批判理論の教授であり、中東のデジタル社会やメディアに関する様々な著作を出している。そして、本書は、編者を含めた9人の研究者による9つの章で構成される論集である。

全体の章立ては以下の通りである。

- 第1章 権威主義体制後の統治と捉えどころのない安定性
——チュニジアの心もとない移行期 (Mohamed Zayani)
- 第2章 チュニジアの移行期と中東の権威主義
——民主主義は隣人ではなく、市民次第である (Marina Ottaway)
- 第3章 チュニジアの移行機関、政党政治、非民主主義的潜在性
——HAICA を事例として (Enrique Klaus)
- 第4章 チュニジアにおけるポスト・イスラーム主義政治
——革命後のナフダ党の進化 (Fabio Merone)
- 第5章 チュニジアの再活性化する市民社会——変化と困難 (Zuzana Hudáková)
- 第6章 2011年以降のチュニジアにおける動員
——政治的抵抗から国民運動まで (Irene Weipert-Fenner)
- 第7章 忍耐という暴力——内陸部における若者の不安定さと社会正義 (Alyssa Miller)
- 第8章 変容するチュニジアの安全保障力学
——ベン・ガルダーン襲撃事件の再考を通じて (Ruth Hanau Santini)
- 第9章 チュニジアの過去がこの国の未来について示唆するものとは何か?